

## 新型コロナウイルス感染症に係る各事業の対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として人数制限等を行っている社会福祉協議会の事業について、3月21日をもって、茨城県における「まん延防止等重点措置」が解除されることから、3月22日以降の事業については、下記により行いますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 各事業の対応について

	事業名	制限の解除及び継続して講じる対策
1	ふれあい健康クラブ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3月22日（火）から 2班に分けて実施している健康クラブにおいては、会場（交流センター等）の了解を得られ次第、班分けを解除いたします。</li><li>・ 引き続き、3密の回避、マスク着用、換気等の感染予防対策を行いながらの実施となります。</li></ul>
2	ふれあいサロン	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3月22日（火）から 利用人数の制限等（グループ分けや時間分けなど）をして実施しているサロンにおいては、会場（交流センター等）の了解を得られ次第、制限を解除いたします。</li><li>・ 引き続き、マスク着用、換気等の感染予防対策を行うとともに、活動前の検温や手指消毒、3密を回避したプログラムによる実施となります。</li></ul>
3	地域型おもちゃライブラリー	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3月22日（火）から 人数制限や予約による制限を解除いたします。</li><li>・ 引き続き、3密の回避、マスク着用、換気等の感染予防対策を行いながらの実施となります。</li></ul>
4	福祉プラザ おもちゃライブラリー	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3月22日（火）から 人数制限や予約による制限を解除いたします。</li><li>・ 引き続き、3密の回避、マスク着用、換気等の感染予防対策を行いながらの実施となります。</li></ul>

※ふれあい健康クラブ事業の諸講座及びふれあいサロン事業の健康講話、おもちゃライブラリー事業の各種講座、相談事業に関しては、状況により中止になる場合があります。